

2B-6
no. 3



年少勞働文化叢書第一

アメリカにおける
児童労働の保護

編

労働省婦人少年局

第四三號

労働省婦人少年局埼玉職員室

發行所

年少労働文化協會

「アメリカに於ける児童労働の保護」

正 誤 表

頁	行	誤	正
一	一	Why Child Labor?	Why Child Labor Laws?
八	十二	十時から十五時	十時から十五才
八	十二	八時から十八時	八才から十八才
九	十一	アメリカ連邦政府	米國總同盟
九	十二	一八八九年	一八九九年
十一	十六	支拂いとは	支拂金は
十一	十七	場合の控除額に關する問題である	場合には控除される
十二	四	娯樂時間中	授業時間中
十二	五	作業者	作業家
十二	十七	制定	制定
十二	十二	夜學	夜業
十六	七	労働法	州雇傭労働法
十六	十	労働省	労働省
十六	十三	使用證明書	使用許可證明書
十七	十五	手藝を	削除
十七	十六	工夫する	工夫をする
十八	十二	カロライナ	南カロライナ
十八	十七	監督署	監督者
二六	十四	經濟狀態の貧困に依るの	下手なやりかたである

アメリカにおける

児童労働の保護

編

労働省婦人少年局

發行所

年少労働文化協會

昭和二十四年度の『働く年少者の保護運動』において、労働省は次の五つのことを提唱しています。

- (1) 卒業期の中学生とその両親の皆さん——最初の職業の選び方は一生を支配します。
- (2) 未就職の中學卒業生の皆さん——年の若い間に技能をつけなさい。
- (3) 使用者の皆さん——今から技能者の養成をはじめて下さい。
- (4) 使用者と組合の皆さん——年少労働者の安全使用と健全な發育に心がけて下さい。
- (5) 大人の皆さん——年少労働者の餘暇利用のため、かれらの慰安と娯樂に心を配つて下さい。

は し が き

この小冊子は、本文「なぜ児童労働法があるか」(Why Child-Labor?) U.S. Children's Bureau Publication No. 513—1916と附録「年少者の労働衛生について」(Protecting the Health of Young Workers in War time, U. S. Children's Bureau Publication, 1918)とからなっている。

本文はアメリカの児童労働法が最初に制定された時から現行法に到るまでのいきさつ、その中に取扱われている諸問題などを分り易く紹介しているし、附録は、年少者の労働衛生についてアメリカ各界の関係者がどのように配慮しているかを、よく物語っている。いずれもわが國の児童労働保護対策に關し極めて有益な資料であると信ずる。

なお、本文附録とも本内八千代女史が翻譯した。

譯語について——アメリカでは年少労働者のことを、Child labor, Minor worker, Young worker など種々に言ふあらわしているが、それらの言葉の間には、それほど嚴格な定義はないもののように、語呂や言葉の勢いに應じて割合自由に使つてゐるようである。このパンフレットで、日本で餘りなれない「児童労働」という言葉を使つたのは、Child labor の直譯に過ぎない。特別の意圖があるわけではなく、日本の労働基準法にいう「年少労働」と同じ意味である。

目次

なぜ児童労働法があるか

- 一、児童労働法とはどんなものか……………七頁
- 二、児童労働法はなぜ必要か……………七
- 三、児童労働法はどのようにしてできたか……………八
- 四、児童労働は現在重要な問題か……………〇
- 五、児童労働はどのように規定されているか……………〇
- 六、どんな連邦法が児童労働を規定しているか……………一
- 七、公正労働基準法の児童労働基準とは何か……………二
- 八、州法は児童労働をどのように規定しているか……………二
- 九、法律上どんな児童労働の基準が望ましいか……………三
- 十、州の児童労働法中主な缺陷は何か……………四
- 十一、児童労働法はどのようにして施行されるか……………五
- 十二、使用許可証明書はなぜ必要か……………六
- 十三、使用許可証明書は児童に對してどんな特別の價值があるか……………七
- 十四、使用許可証明書は使用者に對してどんな特別の價值があるか……………八
- 十五、證明書には何が必要か……………八
- 十六、一般の人々の役割は何か……………九

附 録 年 少 者 の 勞 働 衛 生 に つ い て

一、年少労働者の保健について

- (1) 特別な健康の保護がなぜ必要か……………二三頁
- (2) どんな特別な健康の保護があるか……………二四
- 就 學 前 の 身 體 檢 査

- (3) 危険業務への対策……………二六

- (4) 過勞への対策……………二六

- (5) 就業中の健康的な環境……………二七

- (6) 労働時間中の食事……………二八

- (7) 労働時間外の健康的な環境……………二九

- (8) 保健と安全教育……………二九

二、各種團體の活動について

- (a) 保 健 官……………(b) 州の労働部……………二九

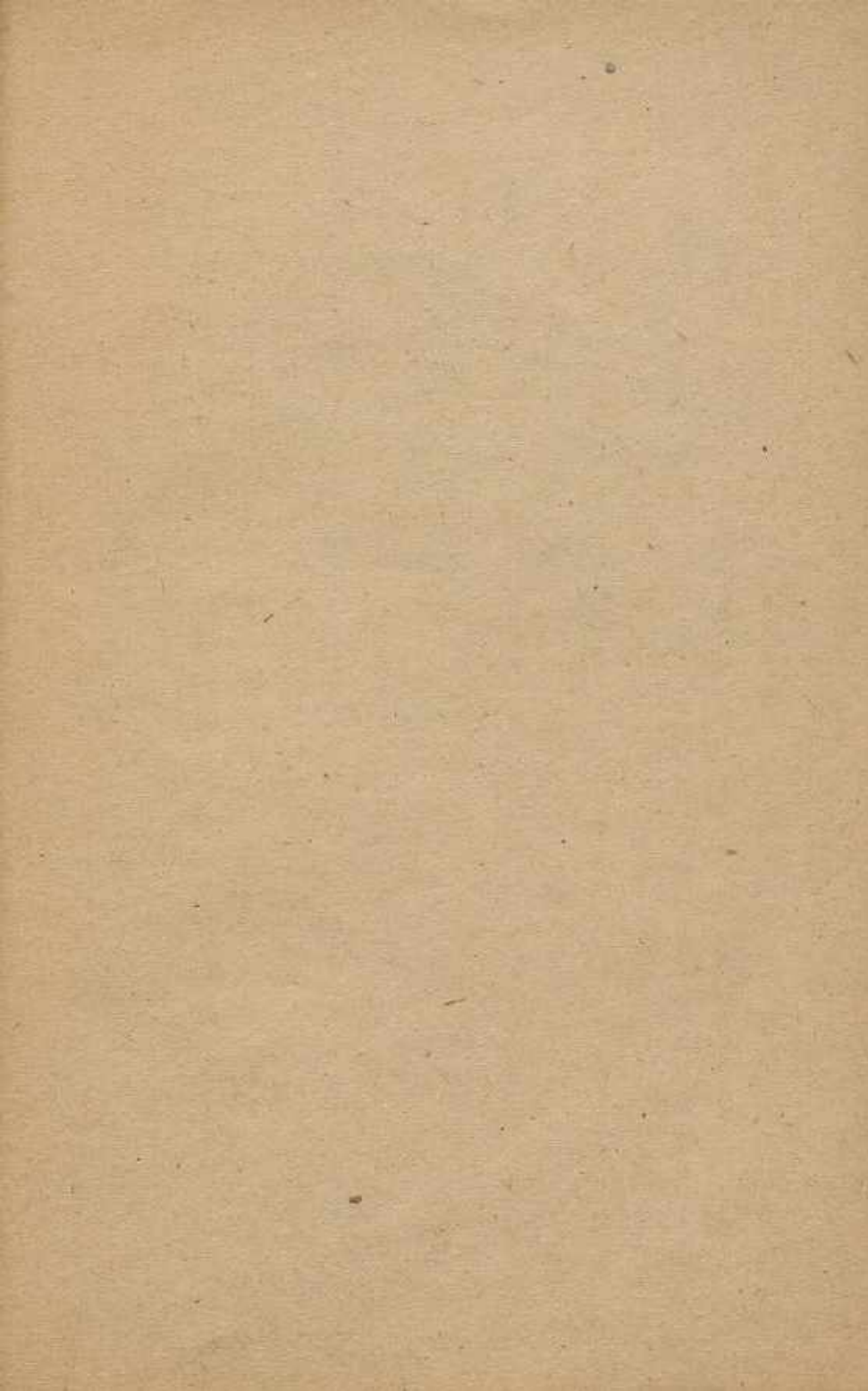
- (d) 使 用 者……………(e) 學 校……………二九

- (g) P T A、労働組合、その他の團體……………(c) 職業紹介所と配置官……………二九

- (i) 組合事業家、保健婦、その他の職業的事業家……………(f) 年少者への平仕機關……………二九

- (k) 年少労働者自身……………(j) 兩 親……………二九

なぜ児童労働法があるか



なぜ児童労働法があるか

一、児童労働とはどんなものか

児童労働とは雇われて働くには餘りに年少であつたり、その年齢の子供にとつて適當でないか、または安全でない仕事に雇われたり、あるいは子供の福祉に有害な条件の下で働かされる場合の少年少女の仕事である。

児童労働は児童から健康な發育と十分な教育の機會及び必要な遊戯時間に對する機會——それは正しい相續財産である——を奪うあらゆる仕事である。

少年少女の學校での作業や家庭の雜用や義務は児童労働の中には含まれない。

二、児童労働はなぜ必要か

児童労働法は少年少女に勉強とレクリエーションの十分な時間を確實に持たせるために必要である。幼い年から働きに出る児童が修學の機會を失うことは児童労働の重大な結果の一つである。子供のときの未修學は大人になつた時生計をたてたり、社會生活において知能的役難を果す才能に直接影響するであらう。子供の成長期にレクリエーションと遊戯の時間を持たないことは圓滿な人格の完成を妨げることとなる。児童労働は又不適當な年齢であるいは望ましくない條件——長時間又は夜間労働での児童労働、児童の力では餘りに重すぎる仕事、危害を起す仕事、子供の肉體的發育を遅らせたり健康を害する仕事に児童を働かせないようにする必要がある。労働者の保護の爲にある他の法律のように児童労働を抑制する法律は、あらゆる人々に對し労働と生活狀態を改善するのに役立つであらう。児童労働法のみでは児童労働をさげ得ないであらう。これはそのような目標に向つての一步に過ぎない。更に児童労働の諸原因をのぞく爲の

いろいろな諸手段やすべての兒童に教育の機会を與える爲の諸手段も亦見出されねばならない。

多くの兒童は自分の家庭の収入が少く、又餘分の金が家計を助ける爲に必要であるから仕事のために學校を退く。又多くの子供達は學校で修得するものに不満足であつて喜びをもちえないので學問をやめて仕事に行く。かれらは學業が遅れ學問に對する興味を失ひ、法律が許すや否や學校をやめて仕事につく。

兒童勞働は家庭がその必需品を買うだけの十分な——人たるに値する生活水準をあたえるに十分な——収入を得るまでは越えないであらう。修學の機会をあたえ、義務教育法を強行し又すべての生徒の才能と特別の必要に應じて教育をあたえることが大切である。

三、兒童勞働法はどのようにしてできたか

アメリカ合衆國における兒童勞働法は、自由な國民は教育を必要とするというアメリカ主義に根ざすものである。十九世紀の初頭、ニューヨークランドにおける機業の濫觴にあつては人的資源は乏しく兒童勞働は低廉であつた。八、九歳あるいはもつと幼い子供が製粉所で雇われた。かれらは一日十二時間乃至十三時間あるいは夜明けから暗くなるまで働いた。「兒童と州」において、グレース・アボットは少年少女は十時から十五時までと廣告しているコネティカットの一工場例を引いている。又他の例によると、八時から十八時まで働く元氣な少年を求めている。一八〇八年一月四日付のバルチモアの連邦發行の官報によればバルチモアの紡織工場は八歳から十二歳の少年少女を多数求めていた。そして働いていない子を持つ家族は、子供達をこの工場に送つて公共の利益の爲に盡すように一般市民に呼びかけた。

これらの製粉所の兒童には非常に多くの仕事があり教育をうけることは殆どなかつた。かれらがうけるような學費は製粉所の主人の寛大にまかせられた。學業は日曜學校でうけるか、あるいは長い一日の勞働の後、夜うけるのが常であ

つた。

この教育の不足に對應して、法律で兒童勞働を統制する爲に最初の努力がなされた。一八一三年コネディカット州は、製紙業者に工場内で子供に読み、書き、算術を教えるように要求する法律を通過した。一八三六年マサチューセツト州は、工場で働いている十五歳未満の子供を一年に三ヶ月學校へ通わせることを要求した。

その他の州も同様な法律を通過した。これに續いて、幼い子供の勞働時間を規定する州法が現れた。一八四二年マサチューセツト州は十歳未満の子供の勞働を一日十時間に制限した。同じ年、コネディカット州は十四歳未満の子供について十時間法を通過した。

一八六〇年頃までに多數の州はある年齢以下すなわち十歳乃至十二歳未満の子供の工場における使用を禁じた。

南北戦争後、事業は盛んになり、新機械が發達した爲、雇われてゆく子供の數が増加して、アメリカはますます兒童勞働の原因と結果を知ることになつた。

一八八一年、アメリカ連邦政府はその最初の會議において諸州がいかなる仕事にも十四歳未満の子供を雇うことを完全に禁止することを要求した。一八八九年に國民消費者連盟が結成され又一九〇四年に國家兒童勞働委員會が働く子供を保護するため公の關心を喚起した。公衆が兒童勞働の弊害を知れば知る程兒童勞働の改善は次第に行われていつた。

極く初期の頃から、先ず、子供に對して何ヶ月間か教育をうけることを要求し、そして次に、子供が働く時間を制限し、かくして現在の州法や連邦勞働法が發達してきた。

勞働組合や婦人團體を含めた多くの市民團體は永年兒童勞働法を積極的に支持し、又兒童勞働法をもつと徹底的に施行する爲に盡力した。

四、児童労働は現在重要な問題か

児童労働法によつて多大の進歩をみたにも拘らず、児童労働は依然として重要な問題である。低賃銀労働が望まれる所もしくは使用者が不注意の所ではこのような現象がよく見受けられるからである。

戦時には殆ど三百萬人の青少年が労働に従事した。一九四五年の春には一九四〇年に働いていた十四歳から十七歳の青少年の三倍の労働力を必要とした。それらの半数はフルタイムの労働で、他の半数がパートタイムの仕事についていた。

これらの内凡そ二百萬人は十六歳から十七歳で、約百萬人は十四歳から十五歳であつた。十四歳以下の多くの子供達も亦働いているものとされている。それらの仕事のあるものは適當であるが、多くの青少年は餘りに幼い時から、長時間、夜間も危険な仕事や望ましくない條件で働いている。多くの者は教育を犠牲にしていた。今や戦争は終つて、十八歳未満の青少年は餘り雇われなくなるであらうが、未だ數百萬人はそのまゝ残つていいると思われる。

五、児童労働はどのように規定されているか

児童労働は現在州と連邦政府の兩方から規定されている。州の児童労働法は連邦政府がそのような法律を制定する數年前から實施されていた使用者はその労働者に適用される州法と連邦法を遵守しなければならない。もしも連邦法と州法が違つてゐるならば高い基準の方に使用者は従わなければならない。

多くの使用者は州の児童労働法のみを遵守することを要求されている。これは連邦児童規定が州の児童労働法より適用が一段と限定されているからである。然しながらある種の児童労働は、児童労働を制限する意圖の下に制定された州法にも連邦法にも影響されていないし、もしくはこれらの法律によつて充分に子供の保護もできていない。

六、どんな連邦法が児童労働を規定しているか

連邦政府は主として一九三八年公正労働基準法の中の児童労働規則によつて児童労働を管理している。この法律は州間の（「移住」——「Interstate」）州際とも関係している。（「州」）又は外国に對する出荷の品物を生産する工場においてあるいはこれに關連して、年少者を使用する場合の最低年齢を規定している。この児童労働規則は合衆國労働省（一九四六年七月十六日にこの法律中の児童労働規則についての管轄権を見當局から労働大臣へ移された。見當局の産業課は合衆國労働基準局の児童労働青少年雇用課になつた。當課は公正で労働基準法中の児童労働規則の施行のプログラムを取扱つてゐる。）によつて施行されている。又この法律の中には、若い労働者と成年労働者とに對しひとしく適用され、賃金と労働時間に關する規定も含んでゐる。

このほか他の二つの連邦法の中にも児童労働規則が含まれてゐる。公共契約法は、連邦政府に對して、一萬ドル以上の額の物資を製造したり供給する契約者はどんな人でも、政府との契約條件中の一つとして、「このような仕事に十六歳未満の少年或いは十八歳未満の少女を使用しない」ということに同意する」ことを要する。この規則は合衆國労働省の賃金時間課と公共契約課とによつて施行されている。

合衆國農林省の施行にかかると一九三七年の砂糖條令は、砂糖大根や砂糖きびの栽培者が二三の條件を遵守した場合にうける有利な支拂いに關して規定している。それらの條件の一つは、このような栽培者が砂糖大根や砂糖きびの栽培及び收穫において年齢十四歳未満の児童を使用しないことと、このような仕事に十四歳から十六歳の間の児童を一日八時間以上も使つてはならないということである。有利な支拂いとは児童がこのような基準に反した仕事に使用され、もしくは働くことを許可される場合の差除額に關する問題である。

七、公正勞働基準法の兒童勞働基準とは何か

公正勞働基準法中、兒童勞働規則は各州間のもしくは外國に對する出荷用の品物を生産する工場において、又はそれに關連して年少者を使用する場合の最低年齢を次のように定めている。

(一) 娯樂時間中のものについては、いかなる雇用に對しても十六歳

(二) 製造、採掘、加工にかかゝる業務、ものをつくり採掘し或いは加工する作業主又は作業場においては、どんな職務の履行を必要とする業務でも十六歳

(三) 事務所の機械及びその他の特殊の業務の場合を除き、エレベーター或いは他の動力で操作される機械の運轉においては、どんな場合も十六歳

(四) 兒童局長の命令により特に危険であると見なされ、又は危険であると定められた業務においては、十八歳(この項については、七ヶ條の命令が發令されている)

(五) 學校の課外においてなすもので且つ限定された業務については、十四歳へ十六歳又は十八歳を最低年齢として特に擧げられたもの以外の職業) しかし十四歳と十五歳の年少少女は時間と深夜業に關して特別の安全配慮の下においてのみ雇われる。

八、州法は兒童勞働をどのように規定しているか

各州には、使用者が兒童と青少年を雇用する場合の條件を規定する兒童勞働法と一定の年齢の兒童に就學を要求する義務教育法とがある。

州兒童勞働法は適用すべき職業と、兒童と青少年の使用に關して判定する標準との兩面においてかなり變化に富んで

いる。ある法はすべての有給の職業に適用するし、他の法律は農業及び家事労働を除外しているし、更に外の法律には例えば工場又は商店のような特定の建築物に對してのみ適用する。街頭で新聞、雜誌もしくは他の物品を販賣したり、配布したりもしくは街頭の靴磨きにでている児童はしばしば特別の街頭労働規則に従つていた。

これらの児童労働法は一般に――

(一) 使用に關する最低年齢の制定――この年齢以下の児童はすべて法律に列擧されている業務、あるいは工場で使用してはならない。このような最低年齢は通常工場、商店に適用された大抵の非農業の雇用に對しても、もしくは授業時間中におけるいかなる雇用に對しても適用される。

(二) 少くともある種の危険業務――例えば動力操作の木工機械あるいはエレベーターの運轉の場合のような――における使用に對しては、もつと高い最低年齢の制定。

(三) 使用者が使用する若い労働者のために使用許可證明書あるいは就業許可證を得ることを要求する。

(四) 一日又は一週間の兩方の最高労働時間の制限。

(五) 夜學の禁止。

ある児童労働法にはもつと他の保護方策がある。例えば食事する時に若い労働者にあたえる時間のように。

九、法律上どんな児童労働の基準が望ましいか

尺度として最良の児童労働法を引くと、次の最低年齢基準が少年少女の保護に必要であるとみなされてきた。

(一) 十四歳乃至十五歳で一定の非工業に使用される場合、授業時間外の仕事を除いて十六歳という最低年齢。

十八歳未満の若い労働者に對しては一日最高八時間、一週六日間で最高四十時間、學校と業務の時の一日及び一

週の労働時間に關する特別制限。

(二) 夜業（もしくは類似の夜の時間中）は十六歳未満の少年少女については少くとも午後六時から午前七時まで、又十六歳乃至十七歳の少年少女に對しては少くとも午後九時もしくは十時から午前六時まで使用禁止。

(三) 充分な食事時間の規定。

(四) 十八歳未満の年少者の使用に要する使用許可明證書。

(五) 一定の危険もしくは有害な業務と特定の行政官廳によつて危険もしくは有害な業務とみなされ、又指定された業務とにおいて十八歳未満の使用禁止。

十、州の兒童労働法中主な缺陷は何か

各州においてこれらの基準は多大の進歩をみたものであるが、多數の州の兒童労働法には未だ保護の點で重大な缺點がある。

それは次のようなものである。

即ち

(一) 兒童を使用するあらゆる仕事を、その適用範圍に入れている兒童労働法は殆ど無い。農業、家事労働又は街頭労働における使用を規定しているものは最も少ない。

(二) 州の内三分の二は農業中もしくは製造工場における労働に關して十六歳未満の最低年齢を設けている。

(三) 大概の州では十六歳未満の兒童を一日八時間、一週四十八時間を超えて働かすことを禁止しているが、たゞ七州のみがこのような兒童の一週の時間を四十時間若くはこれ以下に制限している。

(ある一州はどのような児童の一週の間を二十四時間に制限している。)

(四) 州の内四分一以下が十六歳未満の児童に對して授業時間を加算した労働時間を制限しているが二州だけが十六歳乃至十六歳の年少者にこの保護を與えている。

(五) 州の内二分の一以下は十六歳乃至十七歳の少女兩方の一週最高労働時間四十八時間もしくはそれ以内に制限している。二州のみがこのような年少者に對して最高一週四十時間、又四州では四十時間に制限している。

(六) 殆どすべての州では十六歳未満の児童に關して夜業につき若干禁止を行つてゐるが、州の内半分は禁止を持たず——十六歳乃至十七歳の少女のどこにも事實何等の影響も與えない。

(七) 五州を除くすべての州では十六歳未満の年少者のために使用許可證明書を要するが、州の内二分の一以下のところでは十六歳から十七歳の年少者に使用許可證明書を要する。

(八) 州の内半分以下は労働日に少女に對して食事するための時間を與えるよう使用者に要求している。殆どの州児童には十八歳未満の年少者に對して危険業務の使用に適當な保護を及ぼしていない。

十一、児童労働法はどのようにして施行されるか

児童労働法は常に施行されている。

即ち

(一) 法の條項に關する知識の普及によつて。

(二) 使用許可證明書若くは就業許可證の發行によつて。

これは、これらの發行をうけた少年少女が働こうとする際、児童労働法のあらゆる必要條件を満たしていることを證明しもしくは示している。又これらの證明書及び許可證は、證明書に指定された若い労働者を法定條件により使用する許可を使用者に與えるものである。

大抵の児童労働法においては、使用者はこれらの證明書及び許可證を若い労働者の使用期間中續けて保存しなければならぬ。

(三) 若い労働者が法律に違反して使用されているかどうか調べるために事業場を定期的に臨検することによつて。

労働法に基く調査は州労働部が常に行つてゐる。

公正労働基準法と公共契約法の施行に關する調査は全米國労働省が行つてゐる、一方農林省は砂糖條件に設定された児童労働條件に従つて調査してゐる。

(四) 學校區檢査、労働省の代表、又は不法に使用されていると思われる子供達について知つてゐる市民から受けた申告を調査する。

(五) 法律に従うために、所定の手續が必要である箇所の使用者の實行によつて。

十二、使用證明書はなぜ必要か

僅かの豫防は、後で必要な莫大の治療に値する。雇用條件として要求される使用證明書もしくは就業許可證は、未だに、不法の児童労働を擁護する手段である。それらの證明書は就業に關する児童労働法のすべての要求に適した児童にのみ發行される。使用者は、児童を使用する場合、児童に對する證明書が許可證を備え付けることを要求される。こ

のようにしてそれらは使用者と児童の両方を保護すると共に立派な施行計畫の根本となるものである。

更に證明書は児童の勞働生活の最初の一年間を通じて、勞働法の官吏が児童に對して一定の監督を行うのを可能にする。

法律を施行する行政官廳は、證明書を發行することによつて、若い勞働者がどこに使用されているか又その人達の勞働條件がこれを保護するための法律に合致しているか、ということ容易に知ることができる。使用許可證明書もしくは就業許可證は、使用者の建物内に備へ付けておかねばならないが、それらの證明書は児童勞働調査官の助けとなる。調査官はこれらの證明書に目を通すことによつて、どの年少者についても、その年令と雇われている職業について知ることができる。このようにして調査官は年少者使用の合法性を決定することができる。

十三、使用許可證明書は児童に對してどんな特別の價值があるか

適切に發行された證明書あるいは許可證は、児童が法定年令に達していつても法律の與える保護の俾う時にか、就業することを保證している。それは特定の雇主に對し、特定の業務に就くためのパスポートとして役立つ。

更にこれらの許可證あるいは證明書は、児童の學校と仕事との間の連絡を與える。

一般に使用許可書を發行する學校當局(註 アメリカにおいては使用許可證明書の發行は各州の勞働部又は學校當局が行つてゐる。わが國においては都道府縣基幹局の管轄上にある各監督署でこれを行つてゐる。)

は、仕事のために學校を退學しようとしてゐる少年少女達に、援助を與える機會をもつことができる。時としてはかれらに學校から去ることを思い切らせるし、又かれらに一定の時間は學校に行き一部の時間は働くというような手藝を工夫するように助けることができる。

十四、使用許可書は使用者に對してどんな特別の價值があるか

使用許可證明書あるいは就業許可證は、雇主に對して、かれが確かに法律に従つてゐることを示し、又一人の年少労働者といふともかれの法定年令以前に雇われることなく、あるいはかれの就業に關して法を他のすべての要求に合致するまでは雇わないということを確めることができる。

雇主は、年少労働者の年令について確め、年少少女がいわゆる合法的に働き得る時間その他の條件について知り、これらの労働時間が過度で無いということ又これらの年令の人々に對して危険な業務を與えないということを確める地位にあるであらう。

多くの州はもし雇主あるいは年少労働者が希望するならば、法律で要求される證明書または許可證に關する年令より高い少年や少女に對し年令證明書を發行している。

州の児童労働法の下に發行された年令證明書、使用許可書または就業許可證は、それが發行された州の児童労働法の下に年令の證明として認められている。それらはまた公正労働基準法の下に年令の證明として認められている。しかしながら四州（アイダホ州、ミシシッピ州、コロライナ州、テキサス州）は州の證明書制度をもつていない。これらの四州においては年令の連邦證明書が年令の證明として合衆國労働省児童局によつて發行されている。

十五、證明書には何が必要か

使用許可證明書または就業許可證が發行される以前に、児童と使用者の兩者によつて、一定の要件が満たねばならない。最上の法律の下においては、證明書又は許可證は年少労働者に對してではなく使用主に對し發行されている。これらの働くための書類は一般に學校の監督署によつて發行されているが、児童が労働に従事するために教育を中斷

するかという理由を發見し、また児童を指導してやる機會を與えることになる。

児童は證明書が發行される事務所に自ら出かけて證明書もしくは許可證を申込みなければならない。両親は子供の就業に同意しなければならない。雇主が児童労働法に従つて雇うものであるということを確めるために児童は自分の將來の雇主から、かれがさせようとしている業種及び働こうとする時間を示している書類を持つて來なければならない。児童はかれが業務に對する法定年令に達している證明を提出しなければならない。年齡を證明する爲、かれは自分の出生證明書もしくはこれが手に入らない場合は、その他の信用すべき證據を提出しなければならない。ある法律は證明書を發行するその他の信用すべき證據を提出すべきことを求めている。ある法律は證明書を發行するその他の條件を規定している。例えはあるものは目的の仕事に對して適することを示す體格検査に、児童がパスせねばならないことを要求したり、または児童がある課程を終了したことを示す學校の成績を提出することを要求している。

十六、一般の人々の役割は何か

あらゆる市民は夫々児童労働性の目的を一番よく理解し、少年少女が働いている労働條件を知り、若い人達の必要とするものを洞察し、又施行に責任がある機關に積極的な關心をもち、援助を考へることによつて児童労働法の施行に正しい援助を與えることができる。

どんなに立派な法律であつても、それが實際に施行されたければ、少年少女を保護することはできない。法律が遵守されているか否かをみるのは、法律の施行を掌る公共機關の仕事である。しかしながらまた市民の後援と勞資双方の滿腔の支援を必要とする。

(一) あなたの州と連邦児童労働法を知りなさい。

それら目的を理解しなさい。

それらはどのように施行され、誰が施行するか調べてみなさい。

(二) あなた自身法律を遵守しなさい。

他の人達にも法律を遵守するように奨めなさい。

法律を施行する機関に違反を報告しなさい。

(三) 少年少女が、學校で、自分達を保護する児童労働法及びその他の労働法について知る機会があるか調べてみなさい。

學校やその他の社會機關が、少年少女が修學に對する機會を充分利用するように援助しているか調べてみなさい。

(四) あらゆる若い労働者が安全に保護されるように、あなたの児童労働法の改善に努力しなさい。

聖力な使用許可證明書制度の確立のために努力しなさい——なぜならば、これは若い労働者の安全を最もよく保護するものであり、又雇主を保護するものだから。

児童労働法の完全實施の爲に努力しなさい。

附
錄

年少者の勞働衛生について

一、年少労働者の保健について

工場、商店、事務所、洗濯屋、ホテル、レストラン、娯楽場及び農場等における、各種の仕事に集集してくる多勢の若い労働者達の健康を保護することは、あらゆる人々にとつて緊急の關心事であればならない。年少労働者の健康保持のために、組織された根強い團體の努力が肝要である。例えば保健と労働の部門、職業紹介職員、學校、使用者、専門家、両親等のようなあらゆる公共心のある人々の協力を必要とする。

(1) 特別な健康の保護がなぜ必要か

活潑な十代の子供達が、工場で部分品を集めたり、倉で作物をとり入れたりしているのを見ると、それらの仕事は大人の労働者達と一緒に働いていて何等重荷にはならないように見える。實際に若い人達は大人よりも重い荷物を運んでいる場合もある。しかしながら、かれらは多くの肉體的及び感情的な變化を蒙つてをり、その急速な成長、即ち完全な成熟に達する過程が、若い労働者に負擔を加えている。常に成長し續けているから、かれらの完全な肉體的發達の過程を變えることとなるような、不適當な健康の條件に影響を受け易い。この故にかれらの成長を妨げるあらゆるもの、例えば過勞とか、不適當なもしくは不十分な食物、不適切な休息、新鮮な空氣、日光及び運動の不足などは後まで殘る悪い結果をもたらすであらう。

更に若い人達は工業上の害毒に敏感である。大人の人間よりも目驗性に富んでいて、危險物に對する知識が少ないから災害にかかり易い。危險に陥り易く、健康に有害なものしくは災害の危險性がある仕事において、防護製具の使用を忘れ勝ちである。故に若い労働者達の健康と安全を守ることは常に一般の關心事でなければならない。一國の將來はかれらの双肩にかかつてをり、その保護が最も肝要である時に、わたくし共の生産に對する熱意の餘り、若い人々の福祉に

無關心となる虞れが多分にある。

(2) どんな特別な健康の保護があるか

同じ年頃の子供達でも、身體上の發育には大變相違がある。十代の少年少女のある者は同じ年頃の他の者すら身體的に劣っているものもある、そして骨の折れる仕事に耐えることはできない。身體的の缺點や弱點を持つてゐる者は、或る種の仕事によつては、かれらにとつて終生の缺點ともなるであらう。

例へば、

肺結核は、初期では何等外部的な症狀は示さないかも知れない。一見して健康そうな少年や少女達の集團を檢査してみた結果、ほんの少數が今までに感染してゐたのだだけだといふ事實が發見される。恢復する爲にはこれらの若い人々に特別の保護が必要である。多くの人は休止状態で感染してゐるのであるから、若し條件がよければ、これらの少年や少女にとつて仕事は特に危険とはならないであらうが、激し過ぎる仕事に就くとその状態から發病させることになるであらう。

視力の障害は、長く繼續して眼を近付けてゐる仕事にたずさゐる若い人達にとつては重大な缺點であらう。その缺陷が仕事における能率を制限するのみならず、長く眼を緊張させてゐることは終生の害を眼に與えることとなるであらう。視力の缺陷は又災害の可能性を増進することとなる。

ヘルニヤは長く立つていたり、物を運んだり、持ち上げたりする仕事に従事するものにとつては病勢を惡化させる傾向がある。

心臟病はいろいろな程度の症状で現われてくるであらう。多くの場合急性リウマチスによつて起る。これは少年や

少女達の心臓をひどく害するから、仕事に就いてはいけないことは明らかであるが、心臓が悪いことは一見して分らない。従つて急性リウマチスが繰返して起る内に危険が存在する。

このような潜在する心臓病をもつてゐる少年や少女達は、無理な仕事や過勞もしくは他の不適當な條件のため病氣に對する抵抗力を低めるような仕事に、たずさわるべきではない。

若い人達が雇われる前には、就業する仕事が身體に適しているかどうかを決める爲に、身體検査を受けることが、極めて大切なことである。このような検査は、十四歳から十五歳の子供達に對して使用許可證明書が發行される以前に必ず實施するよう定めてゐる例が多い。この検査に基いて、子供の健康が仕事にたずさわると危険である場合には、證明書は全然發行されない、さもないれば特別な條件の下に、特定の仕事にのみつくことを許可して、更に二、三ヶ月の中に再検査を要求し、制限された證明書を發行することができる。

雇用前に身體検査を實施することは、十四歳から十五歳の若い人に對してと同様に、更に年長の若い人にとつても、できるだけひろく、急速に實行されなければならない。身體検査をする醫師は使用許可證明書の發行に責任がある當局により指名され、又雇用に關係して若い人々の身體の狀態に精通した者であることが望ましい。證明書を發行する當局は、身體検査をする醫師を用意しており、仕事に必要な人や設備を用意する爲に地方の健康をつかさどる部門、若しくは學校の健康相談所を訪問する。そうすれば、改めて身體検査をすることが不適當な場合、學校の身體検査の記録が心臓病やヘルニヤのような主な缺陷を發見する一手段として使用されるであらう。

然しながら雇用前に検査することだけで充分ではない、次には缺陷をもつ少年や少女達の治療法を講じてやらなければならない。このような保護は組織された團體の企業を通じて利用できなければならない。若しできれば働いてゐる若

い人達の健康を保持し、又就業後に起る健康上の害を防ぐため、その基準となる検査規則を作るべきである。

(3) 危険業務への対策

若い人々は十八歳に達する以前は筋肉が充分に發達していない。それ故少女と同様、十八歳未満の少年は重量物を持ち上げることを含む仕事、過重の疲労及び非常に筋肉を使用する危険のあるその他の重労働を禁止すべきである。

工業上の中毒に依る被害を蒙り易いから、十八歳未満の労働者は、現在成人に對して適當と考えられる管理の方法が講ぜられてはいても尙かつ、有毒の物質に曝されるような仕事に就くことは除外すべきである。又この位の年頃の若い人達は充分な判断と注意が缺けているから、災害による高度の危険性がある仕事に就くことを避けさせなければならぬ。

多くの危険な仕事は、州の法規により、また公正労働基準法に基いて公布された連邦の危険業務規則によつて、十八歳未満の労働者に禁ぜられている。これらの法令に含まれない仕事の分野に對しては、どんな仕事が強い労働者に適當か、又どんな仕事がかれらに危険であるかについての提案が、児童局に依つて作られた勸告基準のシリーズ中に表明されている。

(4) 過勞への対策

労働時間を或る限度以上に延長させることは、結局經濟狀態の貧困に依るのである。過勞は若い労働者の能率を低下させるばかりでなく、災害を招き、健康を害なることになる。過勞を防止する爲に、十八歳未満の少年や少女は農場や又はその他の仕事の何れにせよ一日に八時間、若くは一週間に四十八時間以上働くことを許すべきではない。

多くの州で擧げている標準は、使用される各種の分野において、少くとも十六歳までの児童にとつては法律上の問題

として定められている。現在四十二州の児童労働法は、各州によつて違ふ業務の範囲において、十六歳若しくは十八歳までの労働者に對して、一週間の最大労働時間は四十八時間若しくはそれ以下である。これらの標準は國家施策の一問題である。

修學のかたわら働いている子供達のために、以上と同じ制限が、修學と仕事に要する時間を通算したものに對して加えられなければならない。――但し、學校は仕事とは違つてそれ程體力を要しないから一日九時間でも十六歳と十七歳の青少年女の或るものにとつては、それ程多過ぎることもないであらうが。

一日に八時間、一週に四十八時間の労働時間は、著しい身體的行使、單調な反復作業、同一場所における繼續的立作業もしくは繼續的坐業を要求する仕事につく若い人々にとつて肝要である。成長する青少年女は、その活動について變化と自由な運動をもつべきである。長時間のしかもごくまじりきつた單調な工場作業の反覆、特に流れ作業や一瞬の猶豫をも許さない作業においては、神經を酷使し、慢性の疲労もしくは災害に陥る。

若い人々は適當なランチ、休憩時間及び少くとも一週に一日の休養が必要である。かれらは夜業による過重の疲労を免れさせるべきである。日中に何等の妨げなしに睡眠をとるのは困難なことであるし、特に集團的な生活では、夜業で交替に働く若い人々は健康な成長に必要な休憩を得ることができない。

(5) 就業中の健康的な環境

若い労働者の仕事における緊張の度合は、労働時間と同様、働く場所の環境に影響される。適當な照明と通風は極めて大切であつて、あらゆる屋内作業について考慮されねばならない。たずさわつてゐる業務に對し、餘りに微弱な照明で働く、少年や少女達は永久に視力の缺陷を生ずることになるであらう。長時間、通風の悪い部屋で働くことは能率

を低下させ、疲労を早め、食欲を減退させる。作業中に塵埃が立つたり、たとえ有毒でないとしても臭気を發散する時は、效果的に空氣を抜きとつて通風をよくするような手段を講じて労働者を保護しなければならない。

少年少女が働いている時に、少しの休憩にも掛けることができるように、作業室に座席を備えておかなければならない。座業の仕事において備えつける腰掛は、その型が特に重大性をもっている。腰掛が適當に作られていないと、例えば事務、針仕事、その他總ゆる種類の軽い集團の仕事に就業する若い労働者に對して、重大な姿勢上の缺陷を生ずることになる。

衛生的な手洗所の施設と認可された飲料水は、總ゆる業務における老若總ての労働者の健康に肝要である。農場においては、良質の水が、農場に働く労働者に手近に利用できなければならない。

作業中における病氣や災害の場合、適當な看護が考慮されなければならない。小さい工場や農場においてできることは、直ぐに間に合う應急の器具一式とこの際における若干名の労働者の訓練である。更に大きな工場では、充分に設備された必需品を以て、醫師、看護婦が本格的に手當をなすべきである。

(6) 労働時間中の食事

成長の過程にある少年や少女達は、一般に食欲旺盛である。かれらの身體の健康な發達のためには、正しい食物を豊富に與えなければならない。若い人々を使用する工場は、かれらの労働時間を顧慮することなく營養になる食物をとらせ、又かれらがもつて來た糧當を補う食物を與えるようにしなければならない。苦學している學童の福祉のために、學校の辨當は特に大切である。仕事をする時でも、學校においても、食卓についてゆつくり食事をするのに充分な食事時間を與えなければならない。

(7) 労働時間外の健康的な環境

若い労働者達が生活している環境は、修業中の環境と同じ位にかねらの健康と能率に影響する。農場の仕事に募集された少年や少女に適した生活状態に關する提案については、既に児童局から小冊子にして發行された。この本の中に、作業キャンプ並びに農家は、衛生設備と安全な飲料水、ミルクの供給、榮養に富んだ食物と適當な休憩及びレクリエーションを備えるべきであると述べている。これらの健康保持に必要なものは、自宅から通う年少労働者にとつても亦大切なものである。

正しい種類のレクリエーションも若い労働者達の健康保持に必要である。例えば、一日中産業の反復的な仕事に釘付けたなつてゐる少年や少女に對しては、運動こそ、その福祉と精神に大きな活氣を與えることができる。然しながら、重労働にたずさわる若い人々は、美術、手藝、音樂又は素人芝居等の社會的もしくは創造的な活動に餘暇を使うことによつて、直きや刺激が得られることであらう。

(8) 保健と安全教育

若い労働者達は、自分達の健康を保護することの重要性を認識し、このような保護が何を意味するかを知る必要がある。仕事についてゐる少年少女に特別に必要な保健と安全の計畫を樹てられるべきである。そしてこの計畫には、若い人々の注意を喚起し、各自の健康の保護についてよく理解させるような方法を講じなければならない。

二、各種團體の活動について

(a) 保健官は若い労働者達に、かれらの健康増進を指導するために企畫する立場にある。この方面の保護の重要性を社會に認識させる啓蒙的な計畫を指揮することができる。學校及びその他の團體と協力して、身體検査、治療及び

その他の附随のもの、改善すべき仕事に對する計畫を樹てたり、忠告を與えたりすることができる。

特に農務に働く若い労働者が肉氣もしくは災害を蒙つた時には、治療の規定に對して計畫を樹てるのに郡の保健部の指導を仰ぐことが必要であらう。

工場、學校、家庭、作業キャンプ及び農場における衛生、給水及びその他の公衆衛生上の要件に関する法律や社會の強力な實施を通じて、市や郡に働いている保健官は健康保持に對する標準が守られているかどうかを確かめることができる。

(b) 州の労働部は、多くの州において、児童労働及びその他の労働法の實施に關し責任のある代表機關として、少年少女が餘り幼い年齢で、又は危険な状態で働くのを保護するのに大いに役立つことができる。その大切な役目である使用許可證明書の發行を注意深く監督することにより、児童労働法のよき標準を保持することに大いに貢獻している。又児童労働の限界と若い人々が働く條件に關する知識の源とならなければならない。

(c) 職業紹介所とその職員達は、少年少女達が身體的に又訓練や才能によつて、その仕事に過しているかどうかを確かめて、これらの保護を援助することができる。かれらは年少者を配置することと職業上の相談に應ずる仕事から、更に就職しようとするすべての若い人々に對する個別的な奉仕へと手を伸ばしていかなければならない。

(d) 使用者は良い労働條件を備え、少年少女に労働時間を制限する責任をとるべきである。若い人々の年齢と體力に應じた仕事にかれらを就け、酷い災害や健康上の危険を伴う仕事に就けないようにすべきである。若い労働者達が仕事について安全な方法で訓練されているかどうかを確かめるべきである。

(e) 學校は身體検査及びこれに附随する施設を提供することができる。學校外に仕事をもつ生徒の必要に應じて陵い

ランチを供する計畫を實行することができる。若しも他の機關が職業指導と年少者の配置をやらないならば、適している仕事に生徒をむけるようにすべきである。學校當局は従事する業務と労働時間がこれらにとつて有害でないかを監視して、學校が怒えてから働く少年少女の保護に積極的に協力することができる。保健教育の活動を通じて學校は若い人々に自分の健康は自ら守るように納得させるべきである。使用許可證明書と年齢證明書の發行が學校のやることであるときには、速かに注意深くこれらの證明書を發行することによつて、若い労働者達の健康と法的保護に更に寄與することができる。

(f) 年少者への奉仕機關は若い労働者の健康を保つにはどうしたらよいかについて世人の理解を喚起する立場にある。これらの機關は適當な安全装置をもつた仕事に若い労働者達を就業させ、又自分自身の健康に責任をもつように仕向けることができる。又若い労働者達の遊戯、休養、交友に對する要求を満足させるレクリエーション、餘暇の活動と與へることにより直接に健康を促進させることができる。

(g) P.T.A.、労働組合、その他の團體は健康促進のプログラムに重要な役割を演ずることができる。少年少女がどんな場所に又どんな條件の下に使用されており、これらの健康を保つためにどんなことをしたらよいか見つけることができる。

(h) 醫師は若い人々やその家族との接觸を通じて、仕事を始める前に身體検査を受け、定期的に健康診断を受ける價值を指摘する立場にある。又少年や少女に、自身の身體能力にあつた仕事について忠告を與へることもできる。

あらゆる醫師は若い労働者の健康の問題に注意深くなければならぬ。學校衛生、産業衛生もしくは團體衛生のプログラムに干與している醫師は、何等かの理由でその恩恵にあずかつていない年少労働者達に周知徹底させ、充

分に利用させるように特別の努力を拂うべきであらう。

(i) 社會事業家、保健婦及びその他の職業事業家は若い労働者の家族に忠告する立場にあつて、少年や少女にどんな健康の保護が必要であるかをかれらに理解させるように援助することが出来る。このようにして必要な醫療乃至それに關連した率仕が得られるのである。

(j) 両親は子供達が各自の健康を保護することに援助出来る。又かれら保健や、職業指導に關する社會的な措置や施設について學び、それ等を利用するように子供達を奨励することも出来る。經濟が許す範圍で、子供達に健康的な家庭の環境を作るために、榮養とかその他の健康に必要な要素について最近の情報を入手し、利用する機會を與へることも出来る。

(k) 年少労働者自身は自分自身の健康について多くのことが出来る。仕事についている時はあらゆる健康と安全に關する注意を嚴重に守らなければならない。かれらは身體検査その他の保健に對する措置、職業指導及び建設的なレクリエーションについて社會が與えるあらゆる機會を利用すべきである。

昭和二十四年十月一日印刷
昭和二十四年十月十日發行

「アメリカにおける児童労働の保護」

定価 二五圓

編者 労働省婦人少年局

發行者 荻 阪 剛

東京都港區芝浦町一丁目生食本部内

印刷者 深 田 次 郎

東京都品川區上大崎長者九二八番

印刷所 株式會社 愛 工 舎

發行所

法人 年少労働文化協會

東京都港區芝浦町一丁目生食本部内
電話 三 日 (45) 〇〇〇七番

